

## 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターに係る指定管理者の選定について

## 1 施設概要

施設名 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター  
所在地 栗原市若柳字上畑岡敷味17番地の2

## 2 募集期間（非公募）

平成30年7月23日から平成30年9月5日まで

## 3 応募団体（1団体）

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

## 4 審査日程

第一次審査（書類審査） 平成30年 9月 5日

第二次審査（ヒアリング） 平成30年10月26日

## 5 審査方法

平成30年10月26日に宮城県環境生活部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
① 県民の平等な利用が確保されること。 ② 利用者の意見を把握し、それを反映させる取組が確保されていること。	○ 施設の利用に当たり、合理的な理由なく利用を制限するような取扱いをする計画となっていないか。 ○ 利用者の意見が管理運営に反映されるようなシステムが確立されているか。	10点
③ 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮されるとともに、効率的な管理ができること。	○ 県が自ら行う運営管理に比べ、より良いサービスを利用者が享受できるような事業計画になっているのか。 ○ 利用者の増加等に向けたサービス向上、広報、PR等に関する事項が適切に事業計画に反映されているか。	10点
④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 ⑤ 経費の節減に向けた取組が確保されていること。	○ 事業計画どおりに施設管理を行い得る管理運営体制（人数等）となっているか。 ○ 具体的かつ現実的な事業計画となっているか。 ○ 管理運営コストの縮減等に向けた取組が適切に事業計画に反映されているか。 ○ 施設の管理運営に係る収支計画は適切か。	30点
⑥ 情報公開及び個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。	○ 個人情報保護条例及び情報公開条例の趣旨等が適切に事業計画に反映されているか。	10点
⑦ 法令（条例を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。 ⑧ 障害発生時に迅速かつ適切に対応する体制が確保されていること。	○ 施設管理運営に係る関係法令（条例を含む。）の趣旨等が適切に事業計画に反映されているか。 ○ 災害等緊急時の対応及び体制について、適切に事業計画に反映されているか。	10点
⑨ 施設の設置目的を踏まえた利用の促進及び自然保護思想の普及を図る自主事業を企画運営する能力を有すること。	○ 計画されている自主事業が施設の設置目的を踏まえた利用促進等に資するものとなっているか。	30点
合計		100点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委員 長	佐々木 靖彦	宮城県環境生活部次長
副委員 長	日 向 則子	元宮城県監査委員
委 員	黒 田 敬子	有限会社キャリアコム代表取締役
委 員	飛 松 教子	飛松会計事務所代表
委 員	金 野 由之	宮城県環境生活部次長（技術担当）

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	合 計	平 均	摘 要
公益財団法人 宮城県伊豆沼 ・内沼環境保 全財団	①②	10	6	8	8	6	38	7.6	指定管理者 候補者
	③	8	6	8	10	8	40	8.0	
	④⑤	26	26	20	26	26	124	24.8	
	⑥	8	8	6	8	8	38	7.6	
	⑦⑧	8	10	6	10	6	40	8.0	
	⑨	30	24	24	24	30	132	26.4	
	合 計	90	80	72	86	84	412	82.4	

※審査項目の番号は、上記5の審査方法の審査項目を表す。

- 8 指定管理者候補者の提案価格（収支計画）5年間合計  
 収入総額 155,894,000円（うち県指定管理料149,894,000円）  
 支出総額 155,894,000円

- 9 指定管理者候補者  
 団体名 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団  
 代表者 理事長 菊地 永祐  
 所在地 栗原市若柳字上畑岡敷味17番地の2

- 10 指定期間  
 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

- 11 選定理由  
 当該団体は、これまで施設の管理運営に当たりながら、この施設が持つ調査研究支援機能を活用して、長年にわたり、自主事業としてマコモ増殖・植栽技術やオオクチバス駆除技術などの調査・研究を推し進め、伊豆沼・内沼の環境保全に大きく貢献してきており、この調査研究事業の成果は、伊豆沼・内沼の環境保全対策等の推進に不可欠な知見や技術、ノウハウとして蓄積され、当該団体自らがその成果を活用して伊豆沼・内沼の環境保全対策を実施する一方で、施設を利用して行われる自然環境学習等にも活用され、大きな効果を発揮している。また、これらの成果が、「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」にも反映され、県が取り組んでいる伊豆沼・内沼の環境保全対策の土台ともなっており、内外から高い評価を得るとともに、今後も継続的な取組が求められている。このようなことから、当該団体が、伊豆沼・内沼の環境保全の推進のためにはなくてはならない存在となっており、その取組は、施設利用者をはじめ関係各所からも好評を得ているという実績から、指定管理者としてふさわしい団体と評価されたものです。  
 なお、このような現状を踏まえ、当該施設の管理に関して効果的、かつ、適切になされるという指定管理者制度の導入目的の実効性を確保するためには、当該団体が引き続きこれに当たること、が最も適当であることから募集方法は非公募としたものです。

- 12 指定管理者の指定  
 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者は、平成30年11月県議会の議決を経た上で、平成30年12月17日に指定管理者に指定した。